

いしかわ勝手連会員規約

(名称)

第 1 条 本団体をいしかわ勝手連(以下本会という)と称し、本会の事務所を石川県金沢市におく。

(目的)

第 2 条 本会は現行の日本国憲法を改憲勢力から守り、立憲政治を標榜する政党もしくは個人の国政選挙を支援し、よって平成 28 年 8 月 27 日以降に行われる最初の総選挙に貢献することを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会は石川県に在住する市民もしくは市民団体で、前項の目的に賛同する者を会員とする。

(活動内容)

第 4 条 本会の活動内容は以下の通りとする。

- (1)国政選挙にかかわる勉強会・講演会の開催および参加
- (2)国政選挙にかかわる情報の収集と提供
- (3)国政選挙にかかわる集会・街頭活動の開催および参加
- (4)同様の目的を有する他団体との共闘
- (5)その他国政選挙にかかわる政党もしくは個人への支援活動

(入退会手続き)

第 5 条 本会の会員は所定の入会手続きを経て会員となる。会員は会員名簿に登録される。退会は本人の意思確認の後、会員名簿から削除される。

(入会金)

第 6 条 会員は入会時に入会金 1 0 0 0 円を本会に納入する。

(総会)

第 7 条 総会は本会の最高意思決定機関である。定期総会は年度終了から 2 カ月以内に本会代表が招集する。選挙等の繁忙期と重なった場合、役員会の決議により延期することができる。

定期総会の議事は以下の通りとする。

- (1)活動経過報告
- (2)活動方針
- (3)決算および予算、会計監査報告
- (4)役員を選出
- (5)規約の制定および改廃

2.以下の場合臨時総会を開催する。

- (1)役員が必要と認めた場合
- (2)会員の4分の1より要求があった場合

(役員会)

第 8 条 役員会は総会において選出された役員により組織され、総会より付託された職務を執行する。

2.役員会は役員の間選により以下の役職をおく。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 5名以内
- (3)会計 2名以内
- (4)監事 2名以内

3.役員会の決議は出席役員の過半数をもって有効とする。

(事務局)

第 9 条 役員会は役員会の職務を補助する事務局スタッフに会員を指名することができる。事務局スタッフの職務については役員会で定める。

(顧問・相談役)

第 10 条 本会は顧問・相談役を若干名置くことができる。それらの選任は役員会で行う。

(財政)

第 11 条 本会の財政は以下の通りとする。

- (1)会費
- (2)寄付金
- (3)事業収入
- (4)その他の収入

2.本会の事業年度は1月1日から12月31日とする。

3.会計担当役員は年一回会計監査員の監査を受け、会計監査員は監査結果を総会に報告する。

第 12 条 本規約の定めなき事項については役員会において決定する。

付則

平成 28 年 1 月 1 日規約施行

平成 28 年 8 月 27 日規約改正施行